

# 仕 様 書

## 1. 件名

UR賃貸住宅共用部分等で使用する電気(高根台団地他31団地)

## 2. 供給期間

令和5年3月の検針日から令和8年3月の検針日の前日まで

## 3. 仕様

(1)供給場所及び月別予定使用電力量等は別紙1による

(2)対価の支払方法

受注者は使用電力量等を基に、発注者に請求書を送付の上、請求を行うこととし、契約ごとに料金の根拠を示した書類を添付すること。

※別紙2参照(様式は任意)

(3)電力供給における料金その他の計算する場合の単位及びその端数処理は次のとおりとする。

①契約電力の単位は、1kW(A, kVA, kW)とし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入する。

②使用電力量の単位は、1kWhとし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入する。

③料金その他の計算における単価は内税とし、合計金額の単位は、1円とし、その端数は小数点以下を切り捨てる。

④契約条件等により、他に定めがある場合は、その定めるところによるものとする。

(4)その他

各月の電気料金の算定において、電力量料金の燃料費調整額及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金については、供給場所の地域を管轄するみなし小売電気事業者(旧一般電気事業者)の特定供給小売約款によるものとする。







◆電気料金明細表(令和〇〇年〇〇月分)【標記例】

仕様書 No.	団地名	供給地点 特定番号	契約電流 (A)	使用期間	使用 電力量 (kWh)	料金内訳(円)							
						基本料金 (円)	電力量料金(円)			燃料費 調整額	再エネ発電 賦課金	請求金額 計	(うち消費税 相当額)
							最初の120kW時まで 〇〇円〇〇銭/kWh	120kW時を超え300kW 時まで 〇〇円〇〇銭/kWh	300kWを超える 〇〇円〇〇銭/kWh				
13	アートヒル高根台	03-0011-1050-2048-0104-5800	50	～									
24	アートヒル高根台	03-0011-1050-2048-0500-9675	30	～									
35	アートヒル高根台	03-0011-1050-2048-0809-7397	40	～									
36	アートヒル高根台	03-0011-1050-2711-0110-0211	50	～									
37	アートヒル高根台	03-0011-1050-2712-0110-0061	50	～									
59	アルビス前原	03-0011-1050-2306-0110-0191	40	～									
76	アルビス前原	03-0011-1050-2860-6730-0011	60	～									
78	アルビス前原	03-0011-1050-2860-6830-0011	60	～									
80	アルビス前原	03-0011-1050-2860-6930-0011	60	～									
85	アルビス前原	03-0011-1050-2860-7430-0021	40	～									
102	コンフォール浦安弁天	03-0011-1050-3971-7830-0011	30	～									
113	ハイタウン塩浜	03-0011-1050-3809-0530-0041	30	～									
119	八千代ゆりのき台パークシティ	03-0011-1051-6233-0410-0121	40	～									
120	浦安ニューシティ美浜西エステート	03-0011-1050-3922-0210-0021	30	～									
121	浦安ニューシティ美浜西エステート	03-0011-1050-3922-0310-0161	30	～									
132	浦安マリナイースト21海園の街	03-0011-1050-3005-9630-0011	60	～									
148	浦安マリナイースト21海園の街	03-0011-1050-3710-5020-0211	30	～									
151	浦安マリナイースト21潮音の街	03-0011-1050-3826-0111-1021	30	～									
178	金杉台	03-0011-1050-2421-0730-0011	40	～									
180	行田	03-0011-1050-2412-5530-0041	30	～									
181	行田	03-0011-1050-2413-8930-0011	40	～									
185	行田	03-0011-1050-2413-9430-0011	30	～									
192	高津	03-0011-1051-6871-1330-0051	40	～									
193	高津	03-0011-1051-6871-0230-0011	30	～									
199	若松二丁目	03-0011-1050-2048-0203-0586	30	～									
204	若松二丁目	03-0011-1050-2870-6130-0031	40	～									
210	習志野海浜秋津	03-0011-1051-6422-0610-4011	40	～									
211	習志野海浜秋津	03-0011-1051-6422-6130-0011	30	～									
213	習志野海浜秋津	03-0011-1051-6422-6230-0011	30	～									
215	習志野海浜秋津	03-0011-1051-6422-6330-0011	30	～									
225	習志野台(市)	03-0011-1050-2830-0230-0091	60	～									
226	習志野台(市)	03-0011-1050-2830-0230-0101	40	～									
227	習志野台(市)	03-0011-1050-2830-0230-0111	40	～									
229	前原西二丁目	03-0011-1050-2302-5130-0011	60	～									
233	袖ヶ浦	03-0011-1051-6467-6030-0011	50	～									
236	袖ヶ浦	03-0011-1051-6883-5330-0161	40	～									
238	大久保	03-0011-1051-6442-6530-0011	60	～									
257	谷津パークタウン吾番街	03-0011-1051-6453-0111-6021	50	～									
258	谷津パークタウン吾番街	03-0011-1051-6503-1510-0011	50	～									
275	谷津パークタウン参番街	03-0011-1051-6503-4230-0041	60	～									
278	谷津パークタウン参番街	03-0011-1051-6503-4430-0051	50	～									
291	八千代ゆりのき台パークシティ	03-0011-1051-6233-0710-0121	30	～									
292	八千代ゆりのき台パークシティ	03-0011-1051-6233-0710-0131	30	～									
331	米本	03-0011-1051-6855-2020-0011	60	～									
				合 計									

※料金その他の計算における単価は内税とし、合計金額の単位は1円とし、その端数は小数点以下を切り捨てる。

※電力量料金の単価が4種類以上ある場合は列を追加し、2種類以下の場合は列を削除して記入する。





321	八千代ゆりのき台パークシティ	03-0011-1051-6233-7230-0011	10	~									
323	八千代ゆりのき台パークシティ	03-0011-1051-6233-7330-0011	12	~									
325	八千代ゆりのき台パークシティ	03-0011-1051-6233-7430-0011	10	~									
327	八千代ゆりのき台ライフタワー	03-0011-1051-6234-5230-0021	10	~									
330	米本	03-0011-1051-6048-0703-7894	16	~									
332	米本	03-0011-1051-6855-2830-0041	8	~									
				合 計									

※料金その他の計算における単価は内税とし、合計金額の単位は1円とし、その端数は小数点以下を切り捨てる。

※電力量料金の単価が4種類以上ある場合は列を追加し、2種類以下の場合は列を削除して記入する。









第8 単価契約書

単 価 契 約 書

- 1 契約の名称 UR賃貸住宅共用部分等で使用する電気  
(高根台団地他 31 団地)
- 2 仕様 別添仕様書のとおり。
- 3 契約期間 令和5年3月の検針日から  
令和8年3月の検針日の前日まで
- 4 契約単価 別表のとおり。

発注者独立行政法人都市再生機構業務受託者株式会社URコミュニティ千葉西住まいセンターと受注者\_\_\_\_\_は頭書に関する契約を次のとおり締結する。

この契約締結の証として、本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保有する。

年 月 日

発注者 住 所  
氏 名 印

受注者 住 所  
氏 名 印

(総則)

第1条 発注者及び受注者は、頭書の契約に関し、この契約書に定めるもののほか、別添の仕様書に従い、日本国の法令を遵守し、この契約を履行しなければならない。

(契約金額)

第2条 契約単価は別表のとおりとする。

(供給場所及び期間)

第3条 受注者が電気を供給する場所及び期間は、次のとおりとする。

供給場所 別表による。

期 間 令和5年3月の検針日から  
令和8年3月の検針日の前日まで

(契約保証金)

第4条 発注者は、この契約の保証金を免除するものとする。

(権利義務の譲渡等)

第5条 受注者は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得たときは、この限りでない。

(一括再委託等の禁止)

第6条 受注者は、この契約の全部又は主体的部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

2 受注者は、この契約の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、発注者の承諾を得なければならない。

(使用電力量の増減)

第7条 発注者の使用電力量は、予定使用電力量を上回り、又は下回ることができる。

(契約電力、契約電流及び契約容量)

第8条 各月の契約電力、契約電流及び契約容量は、別表のとおりとする。

(料金の算定)

第9条 料金の算定は1月(前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間をいう。)ごとに、その使用電力量等により行う。

(料金の請求、検査及び支払)

第10条 受注者は、第2条の規定に基づき、供給箇所ごとの料金を一括にまとめた支払請求書を作成(円未満の端数切り捨て)し、供給場所ごとの料金の根拠を示した資料を添付の上、対価の支払いを発注者に請求することができる。

2 発注者は、料金の根拠を示した資料に基づき、使用電力量等について検査を実施する。

3 発注者は、前項の検査によって適法な支払請求書であると認めた場合は、当該請求書を受領した日から起算して30日以内に受注者に対価を支払うものとする。

(受注者の損害賠償請求等)

第11条 発注者の責めに帰すべき理由により、前条第3項に規定する対価の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年(365日当たり)2.5パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。

(事情変更)

第12条 発注者及び受注者は、この契約締結後、供給場所の増減、契約容量の増減、送配電事業者の定める託送供給等約款の改定又は法令の制定若しくは改廃その他著しい事情の変更により、この契約に定める条件が不相当となったと認められる場合には、双方協議の上、この契約の全部又は一部を変更することができる。

2 前項の場合において、この契約に定める条項を変更する必要があるときは、発注者及び受注者が協議の上、書面により定めるものとする。

(発注者の任意解除権)

第13条 発注者は、次条の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

(発注者の催告によらない解除権)

第14条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

一 天災その他不可抗力によるものを除き、電力の供給をする見込みがないと明らかに認められるとき。

二 第5条又は第6条の規定に違反したとき。

三 この契約の履行に関し、受注者又はその従業員、使用人等に不正な行為があったとき。

四 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)

第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。)又は暴力団員

(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。)が経営に実質的に関与していると認められ

る者に債権を譲渡したとき。

五 第 16 条の規定によらずにこの契約の解除を申し出たとき。

六 受注者が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時業務の契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員であると認められるとき。

ロ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ 再委託契約その他の契約にあたり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

七 第 19 条第 1 項各号の規定のいずれかに該当したとき。

八 その他この契約に違反したとき。

（発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第 15 条 前条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前条の規定による契約の解除をすることができない。

（受注者の解除権）

第 16 条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

（受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第 17 条 前条に規定する場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前条の規定による契約の解除をすることができない。

（発注者の損害賠償請求等）

第 18 条 次の各号のいずれかに該当するときは、受注者は、予定使用電力量に第 2 条に規定する契約金額（電力量料金単価）を乗じて得た額及び基本料金の 36 ヶ月分の合計額の 10 分の 1 に相当する額を、発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

一 第 14 条の規定によりこの契約が解除された場合

二 受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第 2 号に該当するものとみなす。

一 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定により選任された破産管財人

二 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成 14

年法律第 154 号)の規定により選任された管財人

三 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定により選任された再生債務者等  
(談合等不正行為があった場合の違約金等)

第 19 条 受注者が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、予定使用電力量に第 2 条に規定する契約金額（電力量料金単価）を乗じて得た額と第 2 条に規定する基本料金の 36 ヶ月分の合計額の 10 分の 1 に相当する額を違約金として発注者の指定期間内に支払わなければならない。

一 この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。)第 3 条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第 8 条第 1 項第 1 号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第 7 条の 2 第 1 項（独占禁止法第 8 条の 3 において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第 63 条第 2 項の規定により取り消された場合を含む。）。

二 納付命令又は独占禁止法第 7 条若しくは第 8 条の 2 の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「受注者等」という。））に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、この契約に関し、独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 項第 1 号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

三 前号に規定する納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 項第 1 号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

四 この契約に関し、受注者（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 又は独占禁止法第 89 条第 1 項若しくは第 95 条第 1 項第 1 号に規定する刑が確定したとき。

2 受注者が前項の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年 3 パーセントの割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。  
(賠償金等の徴収)

第 20 条 受注者がこの契約に基づく賠償金、損害金、違約金その他の金銭債務を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額に発注者の指定する期間を経過した日から契約金額支払いの日まで年（365 日当たり）3 パーセントの割合で計算した利息を付した額と、発注者の支払うべき契約金額とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。

2 前項の追徴をする場合には、発注者は、受注者から遅延日数につき年（365 日当たり）3 パーセントの割合で計算した額の延滞金を徴収する。  
(適用法令)

第 21 条 この契約は日本法に準拠し、これに従い解釈されるものとする。この契約に

より、又はこの契約に関連して発生した債権債務については、この契約に定めるもの以外は、民法（明治29年法律第89号）の規定を適用するものとする。

（管轄裁判所）

第22条 この契約及びこの契約に関連して発注者と受注者との間において締結された契約及び覚書等に関して、発注者と受注者との間に紛争が生じた場合は、頭書の発注者の住所を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

（表明確約）

第23条 受注者は、第14条第6号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

（不当介入に関する通報・報告）

第24条 受注者は、自ら又は再受託者等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は再受託者等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を発注者に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

（秘密の保全）

第25条 発注者及び受注者は、この契約によって知得した内容を契約の目的以外に利用し、又は第三者（第6条に規定する第三者を除く）に漏らしてはならない。なお、この契約終了後においてもこの責任を負うものとする。ただし、発注者及び受注者の業務運営上特に必要な場合は、この限りではない。

（契約外の事項）

第26条 この契約に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、別に定める覚書によるほか、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

**別表**

契約書第2条の別表について (標記例:電力量料金の単価が4種類以上ある場合は列を追加し、2種類以下の場合は列を削除して記入する。)

<電灯契約:従量電灯B相当>

NO	団地名	供給地点 特定番号	供給場所(住所)	契約電流		基本料金 (円/月)	まったく電気を 使用しない月の 基本料金 (円/月)	電力量料金単価		
				数値	単位			最初の120KW時まで (円/1kWh)	120KW時を超え 300KW時まで (円/1kWh)	300KW時を超える (円/1kWh)
1										
2										
3										
4										
5										
6										
7										
8										
9										
10										
11										
12										
13										
14										
15										
16										
17										
18										
19										
20										
21										
22										
23										
24										
25										
26										
27										
28										
29										
30										
31										
32										
33										
34										
35										
36										
37										
38										
39										
40										

※基本料金、電力量料金単価については、消費税及び地方消費税を含む。

**別表**

契約書第2条の別表について(標記例:電力量料金の単価が4種類以上ある場合は列を追加し、2種類以下の場合は列を削除して記入する。)

<電灯契約:従量電灯C相当>

NO	団地名	供給地点 特定番号	供給場所(住所)	契約容量		基本料金 (円/月)	まったく電気を 使用しない月の 基本料金 (円/月)	電力量料金単価		
				数値	単位			最初の120kW時まで (円/1kWh)	120kW時を超え 300kW時まで (円/1kWh)	300kW時を超える (円/1kWh)
1										
2										
3										
4										
5										
6										
7										
8										
9										
10										
11										
12										
13										
14										
15										
16										
17										
18										
19										
20										
21										
22										
23										
24										
25										
26										
27										
28										
29										
30										
31										
32										
33										
34										
35										
36										
37										
38										
39										
40										

※基本料金、電力量料金単価については、消費税及び地方消費税を含む。

**別表**

契約書第2条の別表について（標記例：基本料金における割引・割増しが複数ある場合は列を追加する。電力量料金の単価が3種類以上ある場合は列を追加し、1種類の場合は列を削除して記入する。）

<動力契約>

NO	団地名	供給地点 特定番号	供給場所(住所)	契約電力		基本料金			まったく電気を 使用しない月の 基本料金 (円/月)	電力量料金単価	
				数値	単位	(円/月)	〇〇 割引・ 割増	〇〇割引・割増 摘要後料金 (円/月)		夏季月 (7~9月) (円/1kWh)	その他季月 (円/1kWh)
1					kW						
2					kW						
3					kW						
4					kW						
5					kW						
6					kW						
7					kW						
8					kW						
9					kW						
10					kW						
11					kW						
12					kW						
13					kW						
14					kW						
15					kW						
16					kW						
17					kW						
18					kW						
19					kW						
20					kW						
21					kW						
22					kW						
23					kW						
24					kW						
25					kW						
26					kW						
27					kW						
28					kW						
29					kW						
30					kW						
31					kW						
32					kW						
33					kW						
34					kW						
35					kW						
36					kW						
37					kW						
38					kW						
39					kW						
40					kW						

※基本料金、電力量料金単価については、消費税及び地方消費税を含む。

## 覚 書

発注者独立行政法人都市再生機構業務受託者株式会社URコミュニティ千葉西住まいセンターと受注者\_\_\_\_\_株式会社（以下「受注者」という。）は、発注者及び受注者の間において令和5年 月 日に締結したUR賃貸住宅共用部分等で使用する電気（高根台団地他31団地）の需給に係る契約（以下「原契約」という。）第26条に基づき、原契約に付帯して、次のとおり覚書（以下「本覚書」という。）を交換する。

（覚書の適用期間）

第1条 本覚書の適用期間は、令和5年3月の検針日から令和8年3月の検針日の前日までとする。

（計量値及び計量期間）

第2条 計量値は、供給場所の地域を管轄する一般送配電事業者が定めた検針日に基づき通知された値を用いる。

2 計量期間とは、原契約第9条に定める料金の算定期間をいう。

（料金の算定）

第3条 原契約第9条に規定する1月の料金は、次の第一号から第四号までの合計額とする。

- 一 基本料金又は最低料金
- 二 電力量料金
- 三 再生可能エネルギー発電促進賦課金
- 四 燃料費調整額

2 各月の電気料金の算定において、電力量料金の燃料費調整額及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金については、供給場所の地域を管轄するみなし小売電気事業者（旧一般電気事業者）の特定供給小売約款によるものとする。

（遅延利息の算定及び請求方法）

第4条 原契約第11条に規定する遅延利息は、前条第1項第一号及び第二号の合計額から消費税及び地方消費税相当額を差し引いた額を対象に算定する。

2 遅延利息が発生した場合、受注者は、原則として、発注者が遅延利息の算定の対象となる料金を支払った直後に発生する1月の料金とあわせて請求するものとする。

（情報公開請求）

第5条 発注者は、本契約にかかる情報開示の請求を受けた場合、速やかに受注者に意見を求めるものとする。

（データの提供）

第6条 受注者は、発注者から、発注者の業務運営上必要な使用量等のデータ（以下「データ」という。）を求められた場合、速やかにこれを提供するものとする。原契約終了後において、原契約期間におけるデータを求められた場合についても同様とする。

（協議事項）

第7条 原契約及び本覚書に定めがない事項又は疑義を生じた事項については、供給場所の地域を管轄するみなし小売電気事業者（旧一般電気事業者）が定める特定小売供給約款によるほか、発注者及び受注者が協議して定めるものとする。

本覚書交換を証するため、本書2通を作成し、双方記名押印の上、各自1通を保有するも

のとする。

令和 年 月 日

発注者 住 所 千葉県船橋市前原西二丁目 12 番 7  
津田沼第一生命ビル 3F  
氏 名 独立行政法人都市再生機構業務受託者  
株式会社UR コミュニティ  
千葉西住まいセンター  
センター長 長洲 義光 印

受注者 住 所  
氏 名 印

第10 外部電磁的記録媒体の利用に関する特約条項

外部電磁的記録媒体の利用に関する特約条項

発注者及び受注者が令和5年 月 日付けで締結したUR賃貸住宅共用部分等で使用する電気（高根台団地他31団地）業務の契約（以下「本契約」という。）に関し、受注者が、本契約に基づく業務等（以下「業務等」という。）を実施するに当たっての外部電磁的記録媒体の取扱いについては、本特約条項によるものとする。

（定義）

第1条 本特約条項における外部電磁的記録媒体とは、情報が記録され、又は記載される有体物である記録媒体のうち、電子的方式、磁氣的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、情報システムによる情報処理の用に供されるもの（以下「電磁的記録」という。）に係る記録媒体（以下「電磁的記録媒体」という。）で、サーバ装置等に内蔵される内蔵電磁的記録媒体以外の記録媒体（USBメモリ、外付けハードディスクドライブ、CD-R、DVD-R等）をいう。

（外部電磁的記録媒体の取扱い）

第2条 受注者は、別添「外部電磁的記録媒体に係る取扱手順書」に従い外部電磁的記録媒体を取扱わなければならない。

（解除及び損害賠償）

第3条 発注者は、受注者が本特約条項に違反していると認めたときは、本契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。

本特約条項締結の証として本書2通を作成し、発注者と受注者とが記名押印の上、各自1通を保有する。

令和5年 月 日

発注者 住所 千葉県船橋市前原西二丁目12番7  
津田沼第一生命ビル3F  
氏名 独立行政法人都市再生機構業務受託者  
株式会社URコミュニティ  
千葉西住まいセンター  
センター長 長洲 義光 印

受注者 住所  
氏名  
代表取締役 印

(別添)

## 外部電磁的記録媒体に係る取扱手順書

受注者は、発注者に引き渡す外部電磁的記録媒体を、発注者との間で情報を運搬する目的に限って使用することとし、当該外部電磁的記録媒体から情報を読み込む場合及びこれに情報を書き出す場合の安全確保のために、以下に掲げる措置を講ずること。

- (1) 外部電磁的記録媒体を使用する際には、最新のバージョンに更新された不正プログラム対策ソフトウェアによる検疫・駆除を行う。
- (2) 情報が保存された外部電磁的記録媒体を運搬する際には、以下の措置を講ずる。
  - ① 受注者は、安全確保のため以下の措置を講ずる。
    - ・ 外見から機密性の高い情報であることが分からないようにする。
    - ・ 郵便、信書便等の場合には、追跡可能な方法を採用するとともに、親展で送付する。
    - ・ 携行の場合には、封筒、書類鞆等に収め、当該封筒、書類鞆等の盗難、置き忘れ等に注意する。
  - ② 受注者は、①の措置に加え、機密情報にパスワードを設定するとともに暗号化を行う。
- (3) 外部電磁的記録媒体の紛失、情報の漏えい等が明らかになったとき、又はそのおそれが生じたときは、直ちに発注者に報告する。

第11 提出書類一覧

UR賃貸住宅共用部分等で使用する電気(高根台団地他31団地)

## 提出書類一覧

(法人等名称) \_\_\_\_\_

- 1 下表は、本調達の入札に際し、必要となる書類一覧です。入札書等提出前にこの一覧表により提出漏れがないか御確認ください。
- 2 この一覧表は、法人等の名称のみを記載し、入札書等提出時に御提出ください。
- 3 「発注者使用欄」には何も記載しないでください。

項番	書類名称 (※使用する様式)	提出部数	備考	発注者使用欄
1	入札書	1部	・内訳書も同封すること。	
2	内訳書(入札説明書別紙様式3)	1部		
3	使用印鑑届	1部	本届には、印鑑証明書(原本・発行日から3か月以内)を添付すること。	
4	委任状	1部	当住まいセンターへ年間委任状を提出している場合、「代理人」から「復代理人」への委任としていること。	
5	競争参加資格確認申請書(入札説明書別紙様式1)	1部		
6	小売電気事業者の届出が確認できる資料の写し	1部		
7	適合証明書(入札説明書別紙様式2)	1部	・適合証明書「1」の合計点数が70点以上と記載されたものを適合とする。 ・条件を満たすことを示す書類を添付すること。	

### 【提出書類作成における注意事項】

- ① 入札説明書等に様式が添付している場合は、様式に記載してある様式を使用すること。添付してある様式をパソコン等であらためて作成する場合は、様式に記載してある字句等について省略・変更等しないこと。
- ② 項番5～7については、事前に決められた期限までに提出すること。